

東海第二発電所
発電用原子炉設置変更に係る
経理的基礎について

令和3年2月25日

日本原子力発電株式会社

1. 審査事項

審査事項	適合性	原子炉設置変更許可申請書等
<p>原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号(経理的基礎に係る部分に限る)について</p> <p>その者に発電用原子炉を設置するために必要な経理的基礎があること。</p>	<p>(イ)今回の原子炉施設の変更に係る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の設置工事に要する資金は、合計約610億円である。 ・重大事故等対処施設他の設置工事に要する資金は、東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書(発電用原子炉施設の変更)(平成30年9月26日付け原規規発第1809264号をもって設置変更許可)の添付書類三に記載される資金に含まれる。なお、同資金の総額に変更はない。 <p>(ロ)工事資金については、自己資金及び借入金により安定的に確保しており、今後も自己資金及び借入金により工事資金を安定的に確保していく。</p>	<p>○添付書類三</p> <p>1. 変更の工事に要する資金の額</p> <p>本変更に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の設置工事に要する資金は、合計約610億円である。</p> <p>本変更に係る重大事故等対処施設他の設置工事に要する資金は、東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書(発電用原子炉施設の変更)(平成30年9月26日付け原規規発第1809264号をもって設置変更許可)の添付書類三に記載される資金に含まれる。なお、同資金の総額に変更はない。</p> <p>2. 変更の工事に要する資金の調達計画</p> <p>自己資金及び借入金により工事資金を安定的に確保していく。</p>

2. 資金調達実績及び計画

- ・ 過去10年間(平成22年度から平成31年度まで)の総工事資金合計は3,124億円(燃料代金を含む。工事費のみでは2,383億円)であり, 今回の変更の工事資金約610億円を上回る総工事資金を自己資金, 借入金及び社債により確保している。
- ・ 今回の変更の工事に要する資金についても, 自己資金及び借入金により安定的に確保していく。

1. 東北電力株式会社殿及び東京電力ホールディングス株式会社殿(以下「2社」という。)への依頼

新規制基準に対応する工事資金確保の目途を確実に立てるため、2社に「東海第二発電所 新規制基準対応工事 資金調達に係る資金支援について」依頼文書(P.5, 6)を発信。

新規制基準に対応するためには、重大事故等対処設備他設置工事、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の設置工事が必要であることは、2社及び当社の3者とも認識。

2. 2社からの回答

2社から受領した回答文書(P.7, 8)では、「今後当社から十分な説明及び情報の提示」がなされることを前提に、「資金支援を行う意向」があることを表明いただいております。今回変更の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の設置工事に要する資金を確保できる目途が立っているものと考えています。

なお、当社は2社に、「資金支援を行う意向」の前提とされた「今後当社から十分な説明及び情報の提示」として、2社の意向表明後、重大事故等対処設備他設置工事に要する資金約1,740億円と、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)に要する資金約610億円を含む、東海第二発電所に係る令和20年度までの費用について、説明及び情報の提示を行っている。

平成30年3月14日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明 殿

日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 律

東海第二発電所 新規制基準対応工事
資金調達に係る資金支援について (依頼)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊社事業に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、原子力規制委員会における東海第二発電所の新規制基準適合性に係る審査におきまして、許可要件の1つとなっている経理的基礎に関し、同委員会から、同発電所新規制基準対応工事に要する資金を調達する際、債務保証等の資金支援を受ける場合は、審査の中で当該債務保証等資金支援を行う者の意思確認が必要との指摘を受けました。

貴社におかれましては、諸事情ご賢察のうえ、東海第二発電所新規制基準対応工事を実施するため弊社が資金調達を行う際、電気料金前払、債務保証等によって弊社に資金支援する意向を有している旨、書面をもってご表明いただきたく、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬 具

2018年3月30日

日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛 殿

東北電力株式会社
取締役社長 原田 宏

東海第二発電所新規制基準対応工事
資金調達に係る資金支援について（回答）

拝復 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、2018年3月14日付貴信「東海第二発電所新規制基準対応
工事資金調達に係る資金支援について（依頼）」によりご依頼いただい
た件につきまして、貴社が所有する東海第二発電所の新規制基準適
合性に係る工事の所要資金のうち、貴社の自己資金を超える分につい
て、当社受電比率相当分を上限に、今後貴社から十分な説明及び情報の
提示がなされることを前提として、工事計画認可取得後に債務保証等
により資金支援を行う意向があることを表明いたします。

なお、本文書は、これまでに貴社より弊社が提示された情報に基づき、
本件資金支援に関する意向を表明するものであり、何ら法的拘束力の
ある約諾を行うものではないことを申し添えます。

敬 具

平成30年3月30日

日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛 殿

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智巳

東海第二発電所 新規制基準対応工事
資金調達に係る資金支援について (回答)

拝復 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成30年3月14日付貴信「東海第二発電所 新規制基準対応工事資金調達に関する資金支援について(依頼)」によりご依頼いただいた件につきましては、貴社が所有する東海第二発電所の新規制基準適合性に係る工事の所要資金のうち、貴社の自己資金を超える分について、東京電力エナジーパートナーの受電比率相当分を上限に、今後貴社から十分な説明及び情報の提示がなされることを前提として、工事計画認可取得後に資金支援を行う意向があることを表明いたします。

なお、貴社がこの文書を原子力規制委員会に示すことにつきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に照らし適切な措置を貴社が講じられることを条件に承諾いたします。また、本文書は、これまでに貴社より弊社が提示された情報に基づき、本件資金支援に関する意向を表明するものであり、何ら法的拘束力のある約諾を行うものではなく、弊社における最終的な決定については、弊社内での総合的な検討結果を踏まえて判断することとなる旨、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

敬 具